

令和 8 (2026) 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1	趣旨	1
第2	公共用水域	1
第3	地下水	5
第4	測定結果の報告及び公表	7
別表1	公共用水域水質測定地点一覧	8
別表2	測定方法等一覧（公共用水域）	14
別表3	地下水質測定地点一覧	17
別表4	測定方法等一覧（地下水）	26
図1	河川測定地点図	27
図2	湖沼測定地点図	28
図3	地下水測定地点図	31

令和 8 (2026) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第 1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第 2 公共用水域

1 測定期間

令和 8 (2026) 年 4 月から令和 9 (2027) 年 3 月までとする。

2 測定機関

栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、環境基準の維持達成状況を把握するための地点であり、類型指定された水域に 1 地点以上設けている。補助点は、環境基準点における測定を補助するため、類型指定された水域の流域環境等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表 1 及び図 1 のとおりとする。

表 1 各測定機関の測定地点数（河川）

水系 \ 測定機関	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	15 (13)	—	3 (2)	18 (15)
鬼怒川水系	12 (9)	13 (4)	7 (4)	32 (17)
小貝川水系	7 (3)	—	1 (1)	8 (4)
渡良瀬川水系	24 (21)	6 (0)	9 (7)	39 (28)
その他の水系	4 (2)	—	—	4 (2)
合計	62 (48)	19 (4)	20 (14)	101 (66)

(注) () は環境基準点数である。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境の保全等に関する項目（以下「生活環境項目」という。）は全測定地点において測定し、人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）は全環境基準点において測定する。特殊項目等は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

各項目の測定頻度は表 2、各地点の測定項目及び頻度は別表 1 のとおりとする。

表2 各測定項目の測定頻度（河川）

測定項目		測定頻度	
環境基準項目	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素、全りん	毎月
	水生生物項目	全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	毎月
	健康項目A	カドミウム、鉛、 ^び 砒素、アルキル水銀 [*] 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、	年2回 (豊水期及び 渇水期)
	健康項目B	全シアン、六価クロム、総水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン	年1回 (渇水期)
	健康項目C (農薬)	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	年1回 (春から夏)
特殊項目		n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回 (豊水期及び 渇水期)
要監視項目	健康項目	クロロホルム、p-ジクロロベンゼン、EPN、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン	年1回 (渇水期)
	水生生物項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	年1回 (渇水期)
その他の項目		アンモニア性窒素、界面活性剤（MBAS）、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジオスミン	年2回 (豊水期及び 渇水期)

※：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

健康項目Aとは健康項目B及びC以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

地点によっては測定頻度が表2と異なることがある。

4 湖沼調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、類型指定された水域の湖心に設けている。補助点は、類型指定された水域の規模及び汚濁等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表3及び図1のとおりとする。

表3 各測定機関の測定地点数（湖沼）

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13（3） （4湖沼）	5（3） （5湖沼）	18（6） （9湖沼）

（注）（ ）は環境基準点数である。

水質保全対策が特に必要とされる湯ノ湖及び中禅寺湖は、複数の深度で湖心を測定しているほか、複数の補助点を設けて測定している。

測定地点及び深度は、表4のとおりとする。

表4 湯ノ湖及び中禅寺湖の測定深度

湖沼名	測定地点	測定深度（m）				
		表層	3	6	9	
湯ノ湖	S t. 5（湖心）	表層	3	6	9	
	S t. 1～4、6、8	表層				
中禅寺湖	S t. 6（湖心）	表層	5	10	20	50 150
	S t. 1、4、7	表層				

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境項目は全測定地点において測定する。健康項目及びその他の項目は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

測定頻度は、原則として、冬期（12月～3月）を除き、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は毎月（年8回）、人工湖は隔月（年4回）とする。

各項目の測定頻度は表5のとおりとし、各地点の測定項目及び頻度は別表1のとおりとする。

表5 各測定項目の測定頻度（湖沼）

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、 全窒素、全りん、全亜鉛 ^{※1} 、ノニルフェノール ^{※1} 、 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) ^{※1} 、 底層DO ^{※1}	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、 ^ひ 砒素、総水銀、 アルキル水銀 ^{※2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、 シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、 ほう素、1,4-ジオキサン	年1回 (停滞期)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、 プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

※1：水生生物の保全に係る項目である。

※2：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 地点によっては表5の測定頻度と異なることがある。

5 水道水源調査

(1) 測定地点

主要な水道水源である水域における4地点とする。

各機関の測定地点数は、表6のとおりとする。

表6 各測定機関の測定地点数（水道水源）

対象 \ 測定機関	栃木県	国土交通省	合計
河川	2	1	3
湖沼	1	—	1
合計	3	1	4

(2) 測定項目及び測定頻度

別表1のとおりとし、検出値が高くなる可能性がある夏は2回、春秋は1回測定を実施する。

6 測定方法

別表2のとおりとする。

第3 地下水

1 測定期間

令和8(2026)年5月から令和9(2027)年3月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の地下水質の概況を把握するため、県内を10kmのメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。(図3-1のとおり)

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において未調査の井戸を優先して地点を選定する。各機関の測定地点数は、表7及び別表3の1のとおりとする。

表7 各測定機関の測定地点数(地下水・概況調査)

測定項目 \ 測定機関	栃木県	宇都宮市	計
健康項目A	37	5	42
健康項目B	13 (37の内数)	5 (5の内数)	18 (42の内数)

(注) 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更する。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定頻度は、年1回とするが、健康項目Bについては、頻度を2～3年に1回まで減じることができる。

各項目の測定頻度は表8、各地点の測定項目は別表3の1のとおりとする。

表8 各測定項目の測定頻度(地下水・概況調査)

測定項目		測定頻度
健康項目A	カドミウム、鉛、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀 [*] 、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	年1回 (豊水期)
健康項目B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	

※：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5～8月とする。

健康項目Aとは健康項目B以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のため、環境基準の超過を確認した地区（以下、「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準以下となった汚染地区については、地下水汚染地区再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を渇水期（概ね11～2月）に実施し、調査したすべての井戸において環境基準以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。（図3の2、3のとおり）

(1) 測定地点

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の汚染地区においては、水質の経年的変化を把握する上で代表的な地点及びその下流側の未汚染地点の2地点を、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染地区においては、代表的な地点の1地点を基本として定める。

各機関の測定地点数は、表9及び別表3の2のとおりとする。

表9 各測定機関の測定地点数（地下水・継続監視調査）

測定項目	測定機関		計
	栃木県	宇都宮市	
鉛、砒素、 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素、 ほう素のうち該当する項目	92 (38)	20 (7)	112 (45)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	64 (58)	8 (3)	72 (61)
合 計	184 (106)		

（注）（ ）内は地区数である。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」）は栃木県分として計上している。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目は、各汚染地区の環境基準超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

各項目の測定頻度は表10、各地点の測定項目は別表3の2のとおりとする。

表10 各測定項目の測定頻度（地下水・継続監視調査）

測定項目	測定頻度
鉛、砒素、 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素、ほう素のうち 該当する項目	年2回 (豊水期及び 渇水期)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回 (豊水期)

（注）豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

- 5 測定方法
別表4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表等

- 1 報告
宇都宮市及び国土交通省は、測定結果を遅滞なく栃木県知事に報告する。
なお、健康項目が環境基準を超えた場合は、速やかに栃木県知事と協議し、追跡調査を行う。
- 2 公表
栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表する。
- 3 その他
この計画に定めのない事項については、測定機関が協議して定める。

測定頻度																				測定地点																	
健康項目										要監視項目											測定機関																
健康項目					特殊項目					健康項目					水生生物項目							その他の項目															
シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	有機性窒素及び亜硝酸性窒素	ほう素	1,4-ジオキサン	フエノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	p-ジクロロベンゼン	クロロホルム	EPN	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニツケル	モリブデン			アンチモン	エビクロロヒドリ	全マンガン	クロロホルム	ホルムアルデヒド	4-1-1オクタチルフェニール	2,4-ジクロロフェニール	アニリン	アンモニア性窒素	MBS	2-MIB	ジエオスミン	トリハロメタン生成能			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																								栃木県	恒明橋	1
																1	1			1										1				栃木県	昭明橋	2	
1	1	1	1	4	2	2	1	1	1	1	1				1	4	4					4	4	4	4			4					国交省	新那珂橋	3		
																																		国交省	川堀	4	
1	1	2	1	4	2	2	1	1	1	1	1											4						12	2	2	12		栃木県	野口	5		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																		1				栃木県	高雄股橋	6		
																																		栃木県	一軒茶屋	7	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	1					栃木県	湯川橋	8		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2			1								1						1					栃木県	川田橋	9		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	1					栃木県	新田橋	10		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	1					栃木県	未流	11		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2				1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1					栃木県	箒川橋	12		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2									1			1	1	1	1	1	1					栃木県	宇田川橋	13		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											⑥	⑥	⑥			1						栃木県	更生橋	14		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2			1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1					栃木県	向田橋	15		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											1	⑥	⑥	⑥			1					栃木県	旭橋	16		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											1						1					栃木県	未流	17		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											⑥	⑥	⑥			1						栃木県	未流	18		
1	1	1	1	4	1	1	1	2	2	2	2																2						国交省	川治第一発電所前	19		
																						1						4					栃木県	小佐越	20		
								1	1	1	1																							国交省	上平橋	21	
1	1	1	1	4	2	2	1	1	1	1	1			1		4	4	4	1		4	1	1	1	1	1	1	1					栃木県	鬼怒川橋(室積寺)	22		
1	1	1	1	2	2	2	2								1	1	1	1	1	1	1	1											宇都宮市	桑島大橋	23		
								1	1	1	1																							国交省	大道泉橋	24	
1	1	1	1	4	2	2	1	1	1	1	1				1	1	1	1			4	1	1	1	1	1	1	1					栃木県	新川島橋	25		
								1	1	1	1																							栃木県	平方	26	
1	1	1	1	4	1	1	1	2	2	2	2																6							栃木県	未流	27	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																1						栃木県	未流	28		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											1					1						栃木県	未流	29		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2				1	1					1							1					栃木県	開進橋(針貝)	30		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																1						栃木県	新達橋	31		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2											1											宇都宮市	西鬼怒川橋	32		
												1																						栃木県	腰抱地蔵前	33	
															1	1												2						栃木県	平塚橋	34	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																1						栃木県	高宮橋	35		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											1	1	1	1	1	1						栃木県	未流	36		
																																		宇都宮市	上の島橋	37	
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2																1	1	1	2	2			栃木県	大曾橋	38	
																																			栃木県	宮の橋	39
																																			栃木県	鉄道橋	40
												1										1							2					栃木県	孫八橋	41	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																1						栃木県	明治橋	42		
																						1						1						栃木県	坪山橋	43	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2				1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1					栃木県	梁橋	44		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2						1				1					1	1	1	1					栃木県	木和田島	45	
																																		宇都宮市	未流	46	
																																			栃木県	昭和橋	47
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2					1						⑦	⑦	⑦	1	1	1	2	2				栃木県	薮中央公園	48		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2																1	1	1	2	2			栃木県	つくし橋	49	
																1	1	1	1	1	1	1						1						栃木県	未流	50	
1	1	1	1	4	2	2	1	1	1	1	1				4	4					4	⑦	⑦	⑦	1	1	1	1	1				国交省	三谷橋	51		
																						1						1						栃木県	花岡	52	
																						1						1						栃木県	若橋	53	
															1	1					1													栃木県	高畦橋	54	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2				1	1					1	1	1	1	1	1	1						栃木県	桂橋	55		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2				1	1	1				⑦	⑦	⑦				1						栃木県	未流	56		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2											⑦	⑦	⑦				1					栃木県	常盤橋	57		
																												1							栃木県	すのこ橋	58

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。
○は5年に1回調査することを示し、測定頻度は年1回とする。
○中の数字は測定年度(和暦)の下一桁を示す。

別表2 測定方法等一覧(公共用水域)

1 測定方法

測定項目		環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
生活 環境 項目	pH	類型で異なる	—	日本産業規格(以下「規格」という)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	BOD	同上	0.5	規格K0102-1 18に定める方法	
	COD	同上	0.5	規格K0102-1 17.2に定める方法	
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法	
	DO	同上	0.5	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	大腸菌数	同上(※)	1CFU/100ml	規格K0102-5 5.6.2(規格K0102-5 5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
	全窒素	同上	0.05	規格K0102-17.3、17.4又は17.5(規格K0102-217.5.3.2を除く。)に定める方法	
	全磷	同上	0.003	規格K0102-2 18.4(規格K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	
	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	
	水生 生物 項目	ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表9に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		同上	0.0006	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	
底層DO		同上	0.5	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は環境基準告示付表10に掲げる方法	
環境基準 項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法	
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	
	鉛	0.01	0.001	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	
	六価クロム	0.02	0.01	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	
	砒素	0.01	0.001	規格K0102-3 20.3.2、20.4又は20.5に定める方法	
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法	
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表4に掲げる方法	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表5に掲げる方法	
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	セレン	0.01	0.001	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	10	0.03	
		亜硝酸性窒素		0.02	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法
	ふっ素		0.8	0.08	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水薬200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び規格K0102-3 5.5に定める方法
				0.01	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
ほう素	1	0.01	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法		
1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法		

測定項目		環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表14に掲げる方法	
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1(規格K0102の28の備考2及び3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。)に定める方法	
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法	
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法	
要監視項目	健康項目	クロロホルム	(0.06)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
		トルエン	(0.6)	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		キシレン	(0.4)	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	環境庁通知環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
		ニッケル	—	0.001	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
	モリブデン	(0.07)	0.007	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法(ただし、測定波長313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	
	アンチモン	(0.02)	0.002	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法	
	エビクロロヒドリン	(0.0004)	0.00004	平成16年3月31日付環境省通知付表2に掲げる方法	
	全マンガン	(0.2)	0.02	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	
	水生生物項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
		ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
4-tert-オクチルフェノール		(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法	
アニリン		(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法	
2,4-ジクロロフェノール		(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法	
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法Ⅲ-2 8に掲げる方法	
	MBAS	—	0.01	規格K0102(2016)の30に定める方法	
	全硬度	—	0.5	規格K0101の15.1に定める方法	
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法	
	ジェオスミン	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法	
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法	
	クロロフィルa	—	2μg/L	上水試験方法Ⅳ-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法	
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法	
トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法		

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

- (注) 1 測定方法は昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」の定めに従う。
報告下限値は平成13年5月31日環水企第92号「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の定めに従う。
2 表中及び備考の用語は下記のとおりとする。
(1) 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
(2) 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
(3) 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(4) 平成16年3月31日付環境省通知：平成16年3月環水企発第040331003号及び環水土発第040331005号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
(5) 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(6) 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

※ 各水域に適用する大腸菌数の環境基準は次表のとおりとする。

2 各水域に適用する大腸菌数の環境基準
(1) 河川

水系	類型	水域名	環境基準点	利用目的					大腸菌数の環境基準 (CFU/100ml)	
				自然	水道	工業	農業	水産		
那珂川	AA	那珂川(1)	恒明橋		1		○		100	
	AA	高雄股川	高雄股橋	○				1	20	
	A	那珂川(2)	新那珂橋		1		○		100	
			野口		1		○		100	
	A	湯川	湯川橋		2		○	1	300	
	A	余笹川	川田橋		2		規格外	1	300	
	A	黒川	新田橋				○	1	300	
	A	松葉川	末流					2	-	
	A	帯川	帯川橋		2		○	1	300	
	A	蛇尾川	宇田川橋		2		○	1	300	
	A	武茂川	更生橋					1	-	
	A	荒川	向田橋		2		○	1	300	
	A	内川	旭橋		2		○	2	300	
	A	江川	末流				○	2	300	
	A	逆川	末流					1	-	
	鬼怒川・小貝川	AA	鬼怒川(1)	川治第一		1		○		100
		AA	男鹿川	川治橋	○	1			1	20
AA		板穴川	末流	○				1	20	
AA		大谷川	開進橋	○	1		○	1	20	
A		鬼怒川(2)	鬼怒川橋		2		○		300	
			新川島橋		2		○		300	
A		湯川	末流		2			2	300	
A		志渡淵川	筋違橋					1	-	
A		西鬼怒川	西鬼怒川橋					1	-	
A		江川下流	末流				○	3	300	
A		田川上流	大曾橋					1	-	
A		赤堀川	木和田島					1	-	
A		小貝川	三谷橋				○	3	300	
A		五行川	桂橋				○	2	300	
A		野元川	末流				○	3	300	
A		行屋川	常盤橋					3	-	
B		江川上流	高宮橋					3	-	
B		田川中流	明治橋				○	2	1000	
B		田川下流	梁橋				○	2	1000	
C		御用川	錦中央公園						-	
C	釜川	つくし橋					3	-		
渡良瀬川	AA	大芦川	赤石橋	○			○	1	20	
	AA	神子内川	末流		1			1	100	
	A	渡良瀬川(2)	葉鹿橋				○		300	
	A	小俣川上流	新上野田橋				○	1	300	
	A	松田川上流	新松田川橋				○	1	300	
	A	旗川上流	高田橋			○	○	1	300	
	A	才川	末流				○	3	300	
	A	秋山川上流	堀米橋				○	1	300	
	A	永野川上流	大岩橋				○	1	300	
	A	永野川下流	落合橋				○	1	300	
	A	思川上流	保橋				○	1	300	
	A	思川下流	乙女大橋		1		○	2	100	
	A	黒川	御成橋		2		○	1	300	
	A	姿川	宮前橋				○	2	300	
	B	渡良瀬川(3)	渡良瀬大橋				○		1000	
	B	渡良瀬川(4)	三国橋				○		1000	
	B	小俣川下流	末流					3	-	
	B	松田川下流	末流					3	-	
	B	袋川上流	助戸				○		1000	
	B	旗川下流	末流				○	3	1000	
	B	出流川	末流				○	3	1000	
	B	三杉川	末流				○	3	1000	
	B	巴波川下流	巴波橋				○	3	1000	
	C	矢場川	矢場川水門					3	-	
	C	秋山川下流	末流				○	3	-	
	C	巴波川上流	吾妻橋				○	3	-	
	D	蓮台寺川	末流				○		-	
	D	袋川下流	袋川水門				○		-	
	その他	A	押川	越地橋					1	-
		B	西仁連川	武井橋						1000

(2) 湖沼

類型	水域名	環境基準点	利用目的					大腸菌数の環境基準 (CFU/100ml)	
			自然	水道	工業	農業	水産		
AA	中禅寺湖	湖心		1				1	100
A	湯ノ湖	湖心						1	-
-	塩原ダム貯水池	湖心					○		-
AA	深山ダム貯水池	湖心	○	2			○		20
A	川俣ダム貯水池	湖心					○	2	300
-	五十里ダム貯水池	湖心						1	-
A	川治ダム貯水池	湖心		2					300
A	渡良瀬貯水池	湖心		2				2	300
-	湯西川ダム貯水池	湖心		○	○	○			-

注 表中の利用目的は次のとおりとなる。

自然：自然環境保全

水道：水道用水（各水域の欄の数字は級を示す。）

工業：工業用水

農業：農業用水

水産：水産生物用水（各水域の欄の数字は級を示す。）

なお、利用目的は、各水域または河川における利用状況を文献調査及び関係機関への照会により確認した結果である。

別表3 地下水質測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
1	宇都宮市	篠井町	<u>16</u>	宇都宮市
2		宝木本町	<u>22</u>	〃
3		中岡本町	<u>23</u>	〃
4		西川田町	<u>28</u>	〃
5		上籠谷町	<u>29</u>	〃
6	足利市	大月町	39	栃木県
7		荒金町	45	〃
8	栃木市	都賀町原宿	<u>34</u>	〃
9		沼和田町	41	〃
10	佐野市	飛駒町	32	〃
11		牧町	33	〃
12		田沼町	<u>40</u>	〃
13		飯田町	<u>46</u>	〃
14	鹿沼市	笹原田	21	〃
15		中粕尾	26	〃
16		西沢町	27	〃
17	日光市	川室	9	〃
18		土沢	15	〃
19	小山市	迫間田	47	〃
20		横倉	48	〃
21	真岡市	古山	<u>43</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
22	大田原市	実取	6	栃木県
23		鹿畑	<u>7</u>	〃
24		須賀川	8	〃
25	矢板市	片岡	11	〃
26	那須塩原市	笹沼	3	〃
27		鍋掛	<u>4</u>	〃
28	さくら市	櫻野	17	〃
29	那須烏山市	三箇	18	〃
30		小木須	<u>25</u>	〃
31	下野市	柴	42	〃
32	益子町	前沢	<u>37</u>	〃
33	茂木町	青梅	<u>31</u>	〃
34	市貝町	多田羅	24	〃
35	芳賀町	祖母井	30	〃
36	壬生町	壬生丁	35	〃
37	塩谷町	田所	<u>10</u>	〃
38	那須町	高久丙	<u>1</u>	〃
39		大和須	5	〃
40	那珂川町	薬利	12	〃
41		大山田下郷	<u>13</u>	〃
42		富山	<u>19</u>	〃

(注)

- 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査し、下線のない地区は健康項目Aのみ調査する。
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおりである。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	11	〃
7		峰	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	128	〃
8	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	10	栃木県
9		羽刈町(1)	砒素	2	98	〃
10		羽刈町(2)	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	112	〃
11	栃木市	城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	38	〃
12		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
13		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	105	〃
14	佐野市	植野	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	66	〃
15		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	91	〃
16	鹿沼市	草久	砒素	2	111	〃
17		板荷	ふっ素	2	119	〃
18		さつき町 ※	ナマリ鉛	2	130	〃
19		板荷 ※	砒素	2	131	〃
20	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
21		佐下部	砒素・ふっ素	1	120	〃
22		木和田島 ※	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	134	〃
23	小山市	城東・土塔・駅南・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	6	72	〃
24		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	99	〃
25		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	100	〃
26		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
27		塩沢	ふっ素	2	117	〃
28		若木町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	125	〃
29		暁	セレン・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	126	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
30	真岡市	松山町	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	3	1	栃木県
31		石島	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	2	13	〃
32		市街地	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	8	16	〃
33		鬼怒ヶ丘(2)	ほう素	2	114	〃
34	大田原市	川田	ひ 砒素	2	122	〃
35	益子町	埜(1)	PCE・TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン・鉛・ほう素・ふっ素・砒素	4	102	〃
36		埜(2)	TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	2	127	〃
37	芳賀町	下高根沢	PCE・TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	2	33	〃
38	野木町	丸林	PCE・TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	3	56	〃
39		潤島	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	3	76	〃
40	塩谷町	船生 ※	ふっ素	1	133	〃
41	那須町	寺子乙	ほう素	2	83	〃
42		高久丙・高久甲	ひ 砒素・ほう素	2	124	〃
43		富岡	ひ 砒素	2	104	〃
44		高久丙	ひ 砒素	2	129	〃
45		梓 ※	ひ 砒素	2	132	〃
地点数計				112 (20)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおりである。
2 TCEはトリクロロエチレン、PCEはテトラクロロエチレンである。
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
4 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目である。
5 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区である。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1 (1)	16	宇都宮市	
2		若松原	〃	2 (2)	101	〃	
3		長岡町	〃	2 (2)	102	〃	
4	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県	
6	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	1	7	〃	
7		藤岡町中根(2)	〃	1	73	〃	
8		藤岡町大前(1)	〃	1	13	〃	
9		藤岡町大前(2)	〃	1	97	〃	
10		藤岡町藤岡(1)	〃	1	14	〃	
11		藤岡町藤岡(2)	〃	1	49	〃	
12		岩舟町曲ヶ島	〃	1	67	〃	
13		岩舟町静戸	〃	1	94	〃	
14		佐野市	赤見町	〃	1	52	〃
15			田沼町	〃	1	54	〃
16	伊勢山		〃	1	61	〃	
17	越名・高萩・高山		〃	1	78	〃	
18	鹿沼市	白桑田	〃	1	17	〃	
19		南上野町	〃	1	27	〃	
20		上奈良部町	〃	1	47	〃	
21		宇都宮・鹿沼	〃	3 (2)	63	栃木県、 宇都宮市	
22		池ノ森	〃	1	77	栃木県	
23	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
24		向野	〃	2	18	〃	
25		喜沢	〃	1	28	〃	
26		間々田・乙女	〃	1	29	〃	
27		栗宮	〃	1	44	〃	
28		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	1	69	〃	
29		田間・塚崎・武井	〃	1	70	〃	
30		鉢形・東山田	〃	1	83	〃	
31		〃	東野田・南和泉	〃	1	84	〃
32			小山市梁北部	〃	1	85	〃
33	駅南町・東城南・駅東通り		〃	1	88	〃	
34	暁		〃	1	99	〃	
35	真岡市	古山	〃	1	33	〃	
36		真岡・二宮地域	〃	1	76	〃	
37		宇都宮・真岡	〃	2 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
38		西郷・下大田和	〃	1	89	栃木県	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
39	大田原市	亀久	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	42	栃木県
40		川田	〃	1	108	〃
41	さくら市	鷺宿	〃	1	103	〃
42	那須烏山市	野上	〃	1	39	〃
43		八ヶ代・曲畑	〃	1	91	〃
44		藤田	〃	1	105	〃
45	下野市	小金井南部	〃	1	22	〃
46		仁良川(2)	〃	1	50	〃
47		大松山等	〃	1	65	〃
48		笹原等	〃	1	66	〃
49		上台・細谷	〃	1	71	〃
50		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	1	79	〃
51		川中子	〃	1	93	〃
52		小金井北部	〃	1	95	〃
53		薬師寺	〃	1	100	〃
54		絹板	〃	1	104	〃
55	上三川町	西蓼沼	〃	1	59	〃
56	益子町	塙	〃	1	34	〃
57	芳賀町	稲毛田	〃	1	6	〃
58		東水沼	〃	1	87	〃
59		上稲毛田	〃	1	90	〃
60	壬生町	国谷	〃	1	92	〃
61		壬生町中泉・鹿沼市池ノ森	〃	1	106	〃
62	野木町	友沼・丸林	〃	1	45	〃
63		野木	〃	1	75	〃
64		南赤塚	〃	1	98	〃
65		若林	〃	1	107	〃
				71 (8)		

- 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおりである。
- 2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
- 3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-10	34B010	不明	不明	③
7				34-7	34B007	10	浅	②
8				34-8	34B008	不明	浅	②
9				34-9	34B009	不明	不明	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-4	11B004	11	浅	③
19		7	峰	128-1	128B01	不明	不明	⑤
20				128-2	128B02	不明	浅	③
21	足利市	8	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
22				10-4	10B004	5	浅	③
23		9	羽刈町(1)	98-3	98B003	不明	浅	②③
24				98-4	98B004	不明	浅	②③
25		10	羽刈町(2)	112-1	112B001	4.5	浅	⑤
26				112-2	112B002	不明	浅	②③
27	栃木市	11	城内	38-1	38B001	7	浅	②
28				38-2	38B002	5	浅	②
29		12	藤岡町甲	97-3	97B003	不明	不明	⑤
30				97-2	97B002	7	浅	③
31		13	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
32				105-2	105B002	不明	不明	③
33	佐野市	14	植野	66-8	66B008	30	浅	⑤
34				66-6	66B006	不明	不明	⑤
35		15	村上町	91-4	91B004	30	浅	③
36				91-3	91B003	5	浅	②
37	鹿沼市	16	草久	111-1	111B01	51	深	②
38				111-3	111B03	不明	不明	②
39				17	板荷	119-3	119B03	77
40		119-2	119B02			48	深	③
41		18	さつき町 ※	130-1	130B01	48	深	②
42				130-2	130B02	6	浅	②
43		19	板荷 ※	131-1	131B01	40	深	④
44				131-2	131B02	不明	不明	②
45	日光市	20	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
46		21	佐下部	120-1	120B001	不明	不明	②
47		22	木和田島 ※	134-1	134B01	60	深	①
48				134-2	134B02	10~20	浅	②
49	小山市	23	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
50				72-5	72B005	10~20	浅	②
51				72-7	72B007	不明	浅	③
52				72-8	72B008	4	浅	③
53				72-11	72B011	不明	浅	③
54		24	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
55				99-3	99B003	5	浅	②
56		25	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
57				100-2	100B002	10	浅	⑤
58				100-3	100B003	10	浅	⑤
59	100-4			100B004	100	深	②③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
60	小山市	26	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
61				103-3	103B003	不明	不明	③
62		27	塩沢	117-1	117B001	10	浅	⑤
63				117-2	117B002	150	深	④
64		28	若木町	125-1	125B001	100	深	③
65				125-2	125B002	8	浅	③
66		29	暁	126-1	126B001	3	浅	⑤
67				126-2	126B002	12	浅	⑤
68				126-3	126B003	12	浅	⑤
69				126-4	126B004	10	浅	②
70	真岡市	30	松山町	1-14	01B014	100	深	④
71				1-2	01B026	120	深	④
72				1-3	01B003	不明	深	④
73		31	石島	13-38	13B038	不明	不明	③
74				13-11	13B011	35	深	②
75		32	市街地	16-1	16B020	30	浅	③
76				16-4	16B002	9	浅	③
77				16-6	16B006	30	浅	②
78				16-7	16B007	40	深	②
79				16-9	16B009	6	浅	②
80				16-10	16B014	30	浅	③
81		33	鬼怒ヶ丘(2)	16-11	16B011	55	深	②
82				114-1	114B001	90	深	④
83	114-2			114B002	86	深	②④	
84	大田原市	34	川田	122-1	122B001	27	浅	②
85				122-2	122B002	132	深	⑤
86	益子町	35	塙(1)	102-1	102B001	10	浅	⑤
87				102-2	102B002	10	浅	⑤
88				102-3	102B003	5	浅	⑤
89				102-5	102B005	不明	不明	③
90		36	塙(2)	127-1	127B001	14~16	浅	④
91				127-2	127B002	12	浅	④
92	芳賀町	37	下高根沢	33-3	33B003	不明	不明	⑤
93				33-2	33B002	35	深	⑤
94	野木町	38	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③
95				56-2	56B002	5.5	浅	③
96				56-3	56B004	3	浅	③
97		39	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤
98				76-1	76B001	不明	浅	③
99				76-3	76B003	4.5	浅	②
100	塩谷町	40	船生 ※	133-1	133B01	60	深	①
101	那須町	41	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	②
102				83-2	83B102	1	浅	②
103		42	高久丙・高久甲	124-1	101B001	80	深	①
104				124-2	101B002	9	浅	③
105		43	富岡	104-1	104B001	50	深	③
106				104-3	104B003	7	浅	②
107				44	高久丙	129-1	129B01	34.3
108		129-2	129B02			不明	不明	⑤
109		45	梓 ※	132-1	132B01	4	浅	③
110				132-2	132B02	20	浅	③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途		
111	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-4	16N004	不明	不明	③		
112		2	若松原	N02-1	02N001	6~8	浅	③		
113				N02-2	02N002	不明	不明	③		
114		3	長岡町	N03-1	03N001	不明	浅	③		
115				N03-2	03N002	不明	不明	③		
116	足利市	4	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②		
117	栃木市	5	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③		
118		6	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5~6	浅	②		
119		7	藤岡町大前(1)	N13-1	13N001	8	浅	②		
120		8	藤岡町大前(2)	N97-1	97N001	不明	不明	②		
121		9	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③		
122		10	藤岡町藤岡(2)	N49-2	49N002	7	浅	③		
123		11	岩舟町曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③		
124		12	岩舟町静戸	N94-1	94N001	5	浅	⑤		
125		佐野市	13	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③	
126			14	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③	
127			15	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③	
128			16	越名・高萩・高山	N78-2	78N002	不明	浅	③	
129	鹿沼市	17	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②		
130		18	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②		
131		19	上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③		
132		20	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	②		
133				N63-4	63N004	23	浅	②		
134				N63-2	63N002	10	浅	②		
135		21	池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②		
136	小山市	22	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③		
137						N2-3	02N003	5~6	浅	③
138						N18-1	18N001	30	浅	②
139			23	向野	N18-2	18N002	8	浅	③	
140						N28-3	28N005	5	浅	③
141		25	間々田・乙女	N29-4	29N004	10	浅	③		
142		26	粟宮	N44-3	44N003	不明	不明	③		
143		27	三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-4	69N004	不明	不明	③		
144		28	田間・塚崎・武井	N70-3	70N003	3.5	浅	③		
145		29	鉢形・東山田	N83-1	83N001	不明	不明	③		
146		30	東野田・南和泉	N84-2	84N002	不明	不明	②		
147	31	小山市梁北部	N85-1	85N001	30	浅	②			
148	32	駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	③			
149	33	曉	N99-1	99N001	不明	浅	③			
150	真岡市	34	古山	N33-1	33N001	30	浅	②		
151		35	真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	浅	③		
152		36	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③		
153					N58-2	19N001	80	不明	③	
154	37	西郷・下大田和	N89-1	89N001	15	浅	③			
155	大田原市	38	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③		
156		39	川田	-	-	-	-	-		
157	さくら市	40	鷺宿	N103-1	103N001	15	浅	③		
158	那須烏山市	41	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤		
159		42	曲畑・八ヶ代	N91-2	91N002	10	浅	⑤		
160		43	藤田	N105-1	105N001	4	浅	②		
161	下野市	44	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③		
162		45	仁良川(2)	N50-3	50N003	不明	不明	③		
163		46	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②		
164		47	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②		
165		48	上台・細谷	N71-1	71N001	不明	不明	②		
166		49	下野市柴南部・小山市鉢形北部	N79-1	79N001	10	不明	③		
167		50	川中子	N93-1	93N001	7	浅	②		
168		51	小金井北部	N95-1	95N001	30	浅	②③		

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
169	下野市	52	薬師寺	N100-2	100N02	10	浅	③
170		53	絹板	N104-1	104N001	30	浅	②
171	上三川町	54	西蓼沼	N59-4	59N004	不明	浅	②
172	益子町	55	塙	N34-1	34N004	7	浅	②
173	芳賀町	56	稲毛田	N6-5	06N005	5	浅	③
174		57	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	③
175		58	上稲毛田	N90-1	90N001	7	浅	②
176	壬生町	59	国谷	N92-1	92N001	30	浅	③
177		60	壬生町中泉・鹿沼市池ノ森	N106-1	106N001	不明	不明	⑤
178	野木町	61	友沼・丸林	N45-5	45N006	7	浅	②
179		62	野木	N75-1	75N001	不明	浅	③
180		63	南赤塚	N98-1	98N001	不明	不明	③
181		64	若林	N107-1	107N01	5	浅	③

- (注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層又は被圧帯水層が不明の場合は、井戸深度31m未満の井戸を「浅井戸」、井戸深度31m以上の井戸を「深井戸」として分類した。
- 2 用途の分類は、次のとおりである。
- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性がある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。
- 3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

別表4 測定方法等一覧(地下水)

測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (地下水の水質汚濁に係る環境基準別表に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本産業規格(以下「規格」という)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は公共用水域告示付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02	0.01	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。): 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合: 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01	0.001	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002	0.0002	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8	0.08	規格K0102-2 5.2及び5.3若しくは5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及びK0102-2 5.5に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	公共用水域告示付表7に掲げる方法

- (注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。
2 公共用水域告示: 昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
3 地下水告示: 平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図1 河川測定地点図

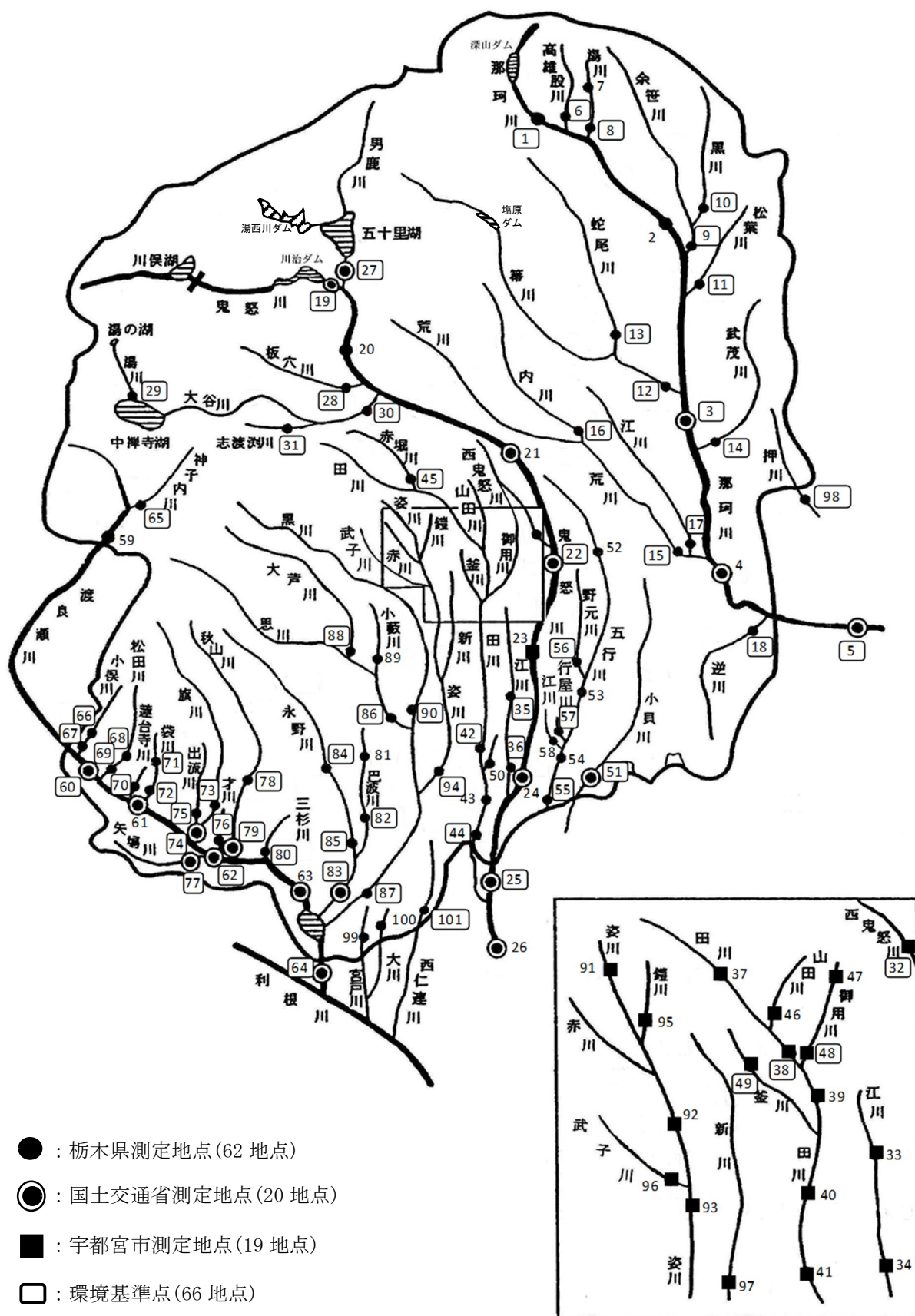
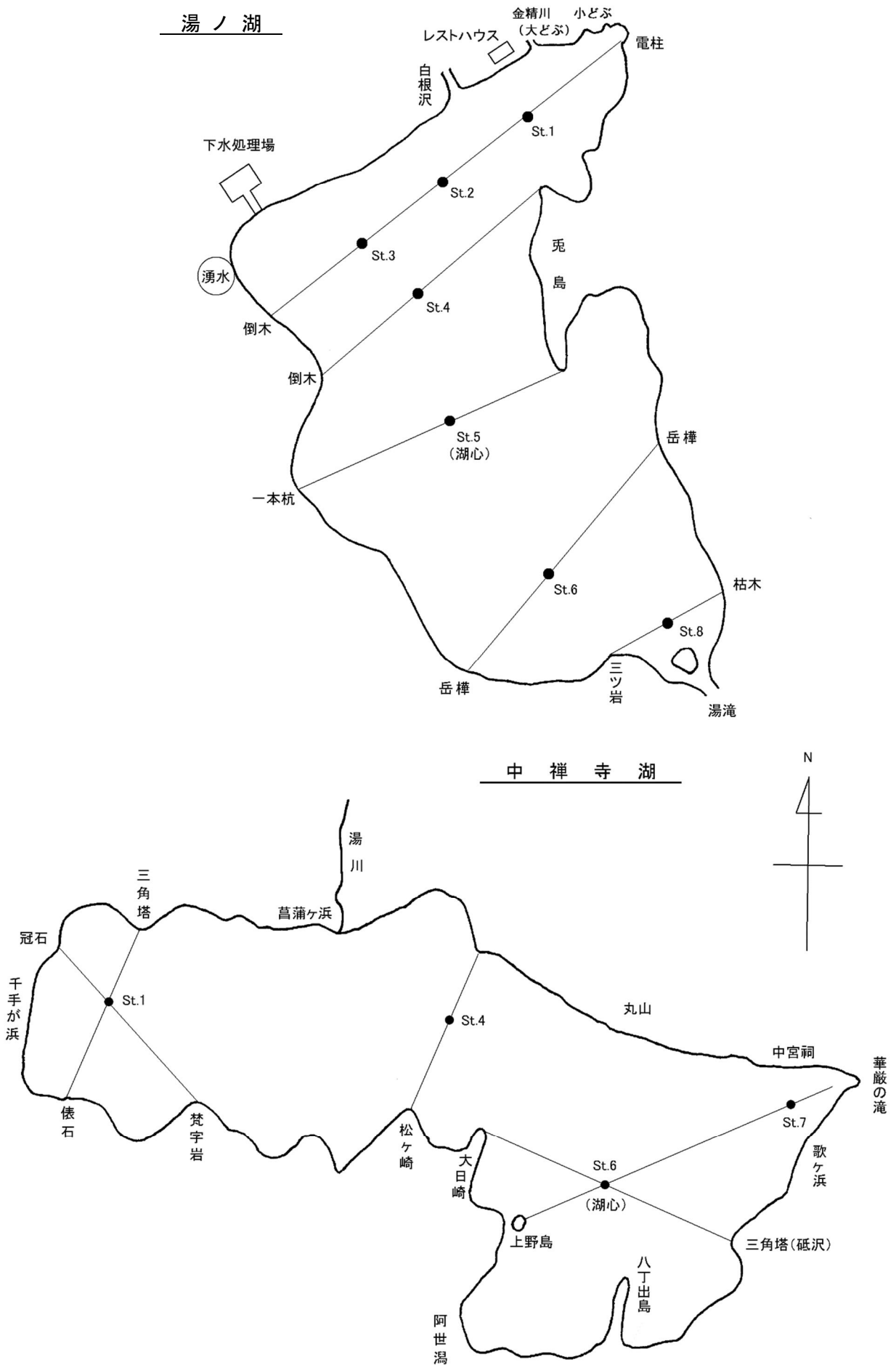


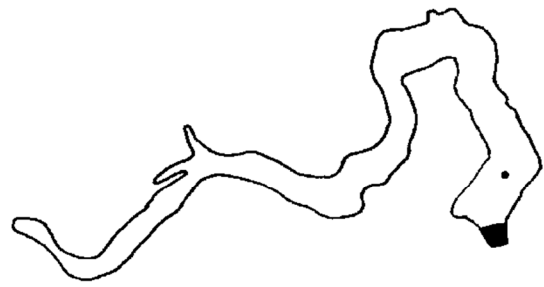
図2 湖沼測定地点図



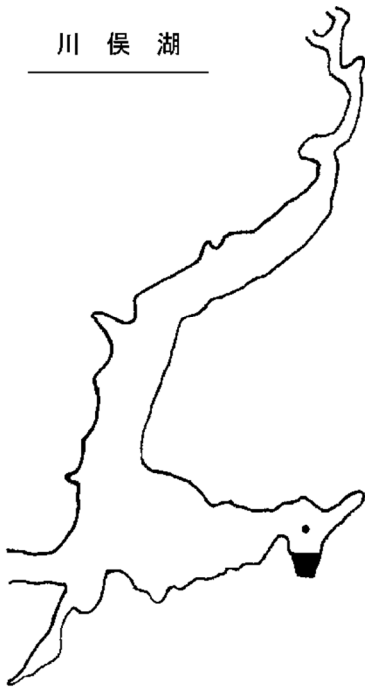
深山ダム貯水池



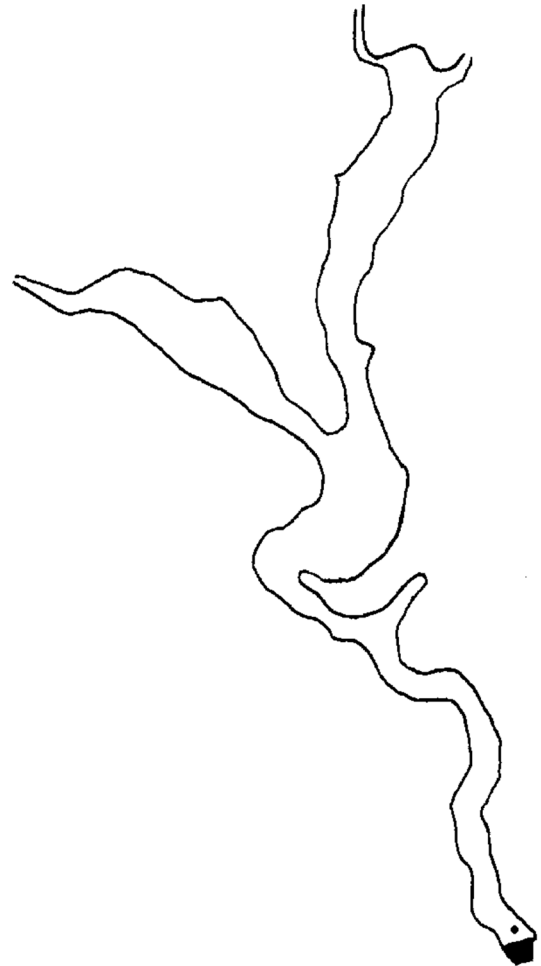
川治ダム貯水池



川俣湖



五十里湖

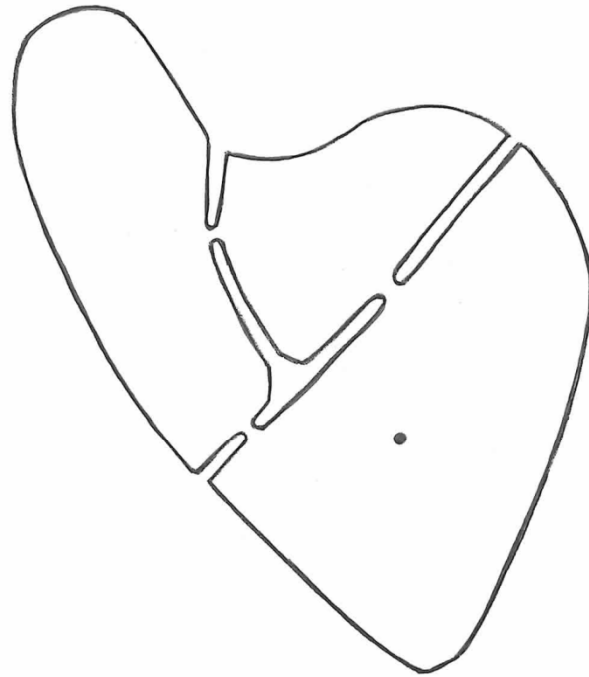


塩原ダム貯水池

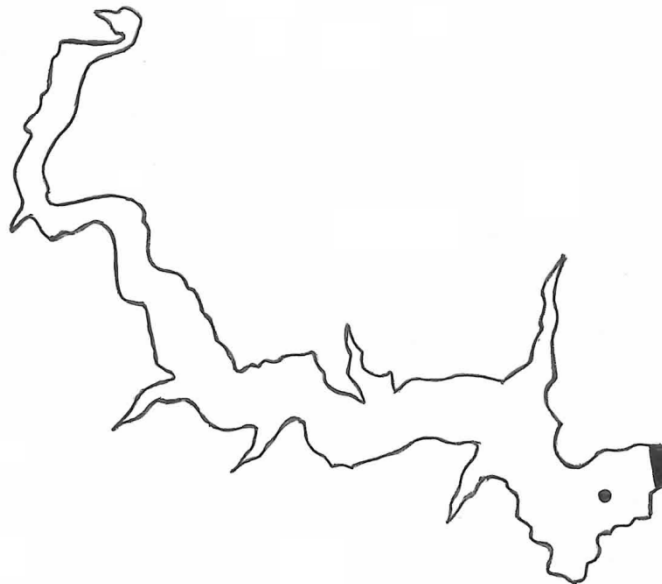


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）



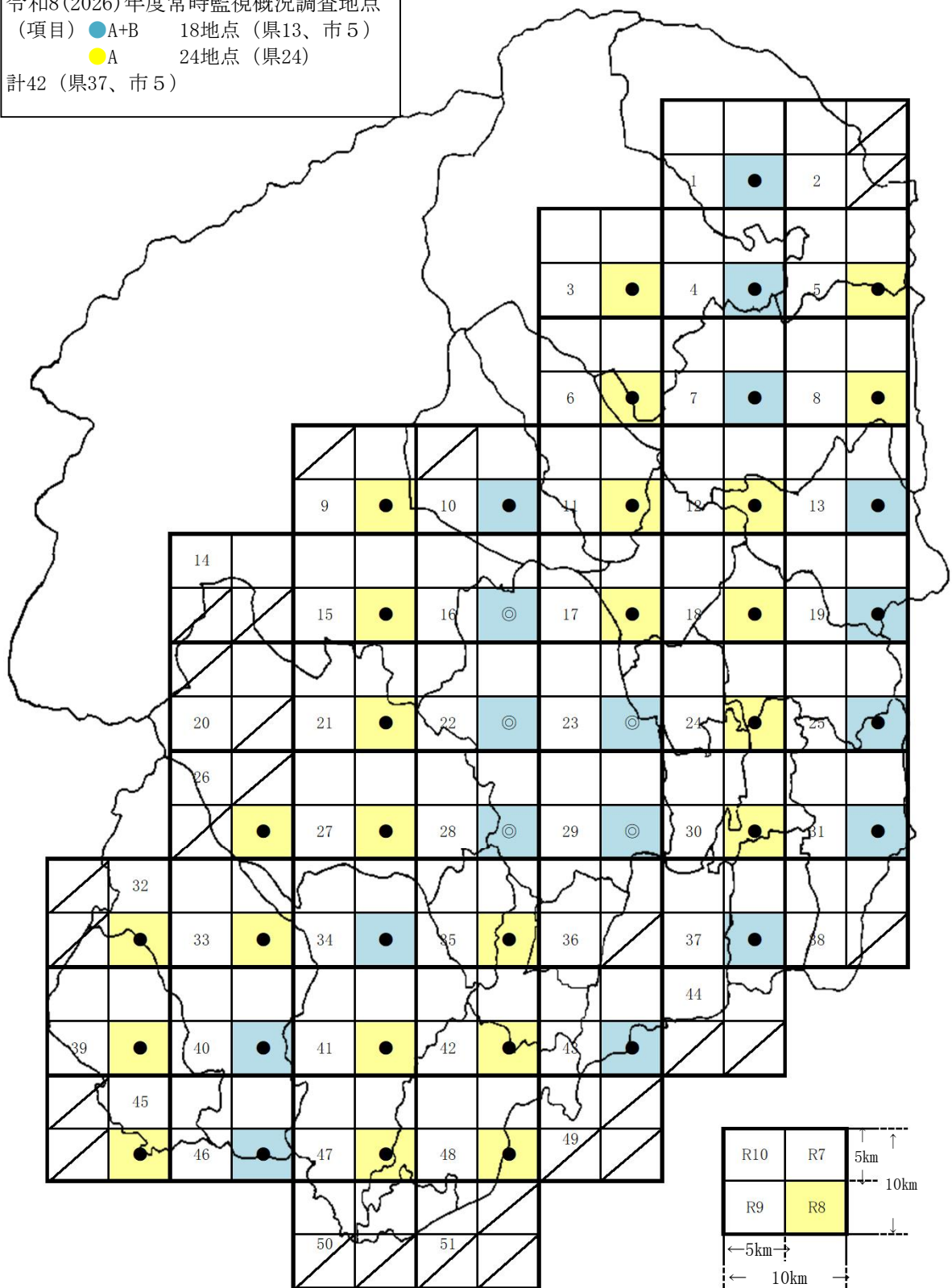
湯西川ダム貯水池



▼ : ダムサイト

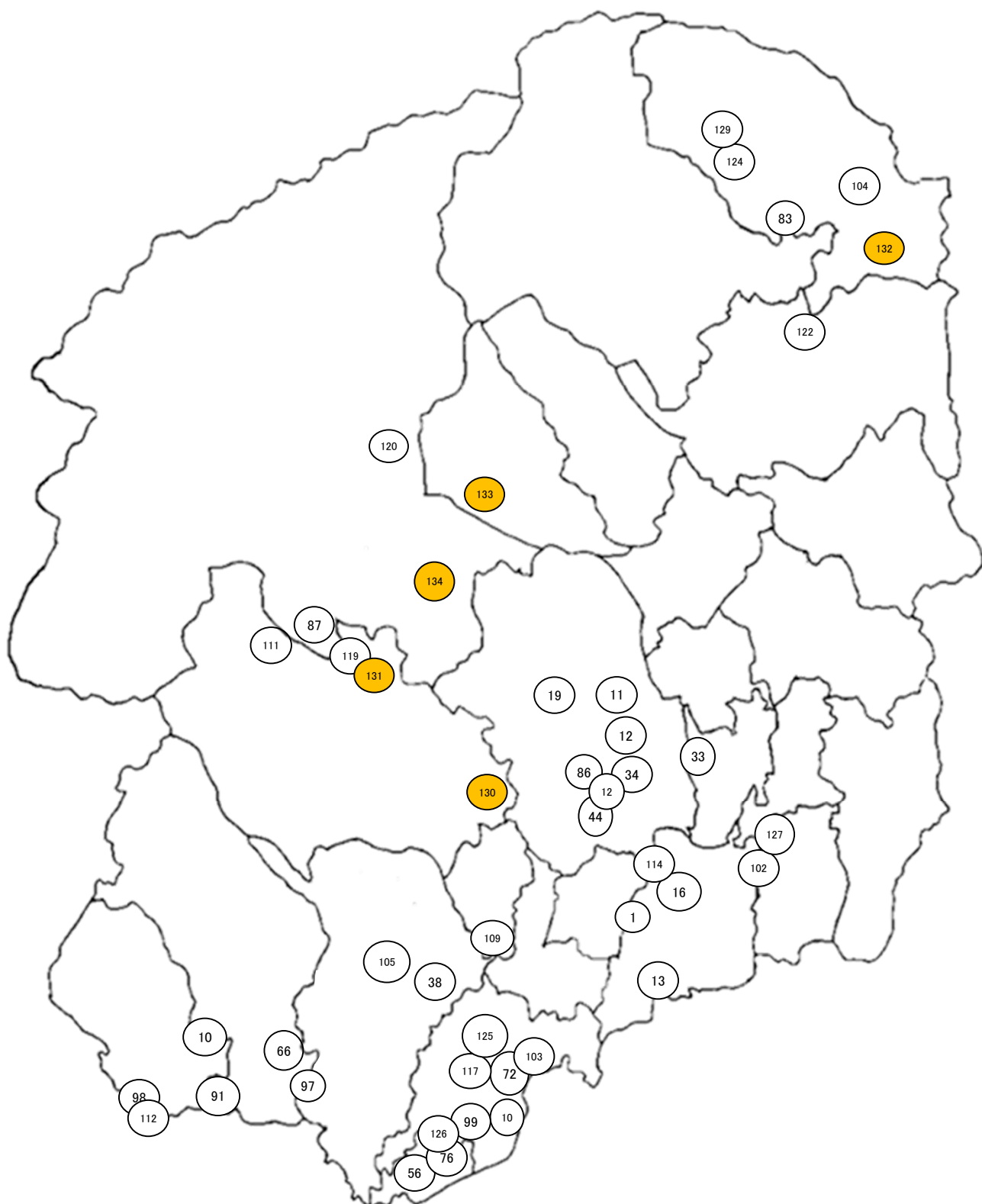
図3-1 地下水測定地点図
(概況調査)

令和8(2026)年度常時監視概況調査地点
(項目) ●A+B 18地点(県13、市5)
●A 24地点(県24)
計42(県37、市5)



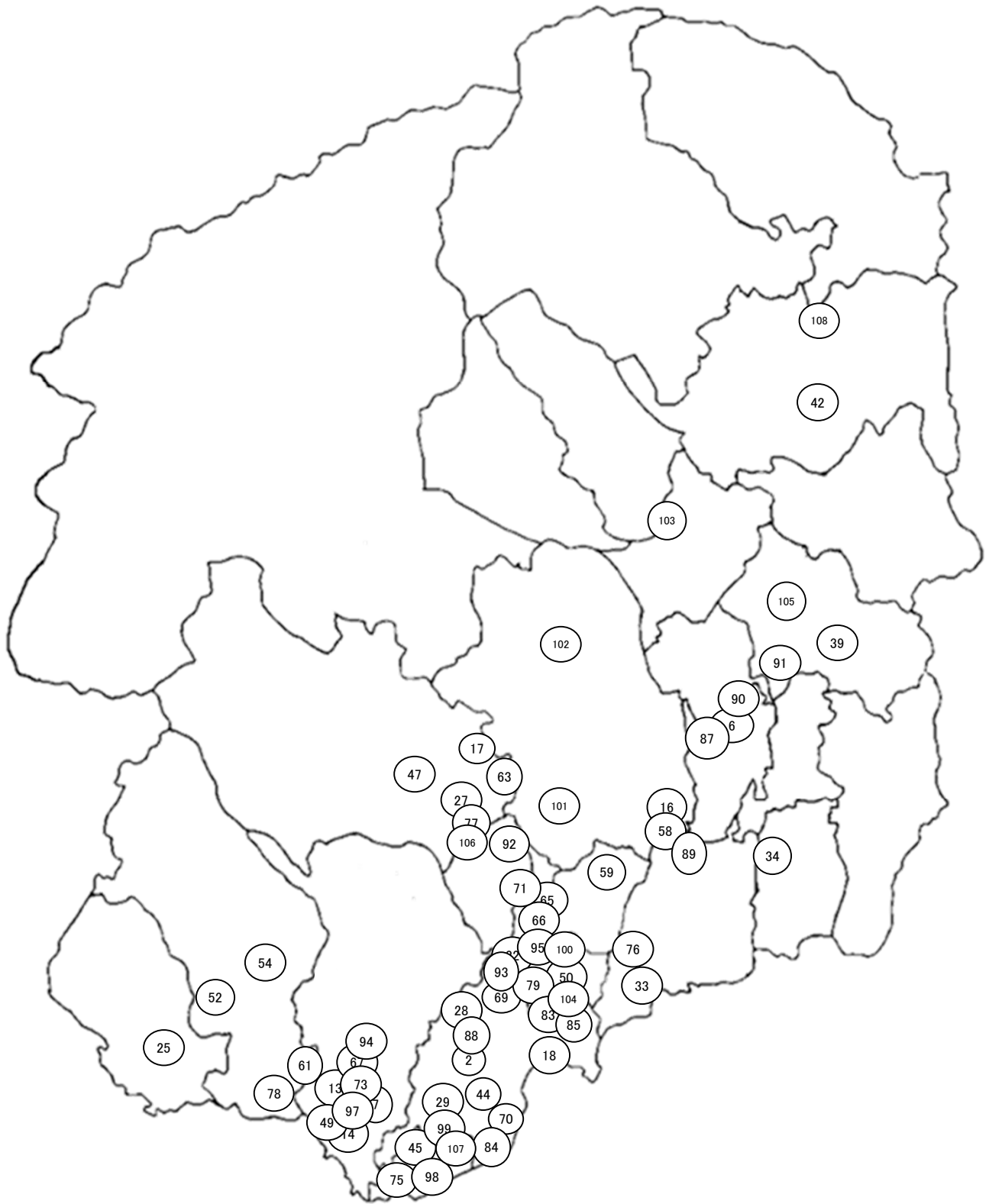
(注) 1 県内を10kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
2 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
3 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ■はA項目のみ調査するメッシュを示す。

図3-2 地下水測定地点図
(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



(注) 地図上の数字は別表3の2(1)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、令和7(2025)年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水測定地点図
(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



(注) 地図上の数字は別表3の2(2)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、令和7(2025)年度に判明又は拡大した地点)